

鹿児島市定額減税補足給付金（不足額給付）Q&A

No.	区分	Q&A	
1	制度概要	Q	「不足額給付」とは、どのような制度ですか
		A	令和6年に実施した当初調整給付の支給額（令和6年度に実施）に不足が生じた場合等に、追加で給付を行うものです。
2	制度概要	Q	「不足額給付1」と「不足額給付2」について教えてください
		A	「不足額給付1」 令和6年に実施した当初調整給付の算定額が、年末調整や確定申告で確定した所得税（実績）をもとに算定した算定額と比べて不足している場合、その差額を給付するものです。 「不足額給付2」 事業専従者（青色、白色）または合計所得金額48万円超で、本人または税法上の扶養義務者として定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向けの給付金を世帯主・世帯員として対象となっていない方に、原則4万円を給付するものです。（R6.1.1時点で国外居住の方は3万円） 《低所得世帯向けの給付金とは》 ・R5年度非課税世帯（7万円） ・R5年度均等割のみ課税世帯（10万円） ・R6年度新たな非課税・均等割のみ課税世帯（10万円） ・上記のこども加算（対象者1人あたり5万円）
3	制度概要	Q	「定額減税可能額」について教えてください
		A	「定額減税可能額」とは、令和6年分所得税、令和6年度個人住民税において減税する（した）額です。 具体的には、納税義務者本人+扶養親族等の数に、所得税が30,000円、住民税が10,000円をそれぞれ乗じた額の合計額になります。 （例）扶養親族が2名いる場合（本人+2名=3名） 所得税90,000円（3名×3万円）+住民税30,000円（3名×1万円）=120,000円
4	対象について	Q	令和6年中に亡くなった納税義務者も不足額給付の対象になりますか
		A	令和7年1月1日に住民登録があることが要件であるため、対象とはなりません。
5	対象について	Q	昨年の6月以降に支給された当初調整給付を受けていなくても、不足額給付を受給することはできますか
		A	当初調整給付を受給していなくても、不足額給付を受けることはできます。ただし、不足額給付支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、当初調整給付分を上乗せして受給することはできません。

6	対象について	Q	事務処理基準日（令和7年6月2日）を過ぎてから申告し、所得税額が発生しましたが、定額減税しきれない額がありました。不足額給付は申請できますか。
		A	事務処理基準日以降の期限後申告により不足額が判明した場合、不足額給付の算定を行う予定はありません。
7	対象について	Q	これから令和6年度住民税の修正申告を行い、住民税所得割が非課税から課税になる見込みです。この場合、不足額給付は申請できますか
		A	事務処理基準日（令和7年6月2日）をもとに不足額給付を算定しますので、<u>事務処理基準日まで</u>に修正申告した場合は「不足額給付1」として申請できる可能性があります。 また、<u>事務処理基準日以降</u>の税額変更の場合、給付金額の修正を行う予定はありませんので、給付額が生じたとしても申請することはできません。 ※修正前情報で「不足額給付2」に該当する可能性あり
8	対象について	Q	国外居住であったが令和6年1月に帰国しました。令和6年度の住民税はこの自治体にも課税されていませんが、不足額給付を受け取ることはできますか
		A	帰国後、令和6年中に就労している場合は、所得税分3万円を基礎とした不足額給付の対象となる可能性があります。 なお、住民税分の1万円は対象となりえません。
9	対象について	Q	パート収入のみで配偶者の税扶養に入っています。私の分の定額減税や調整給付金はどうなるのでしょうか
		A	配偶者の定額減税可能額の「扶養親族等」として計上されますので、配偶者の定額減税、調整給付により恩恵を受けることになります。 配偶者の当初調整給付額に不足がありましたら、その差額を「不足額給付1」として給付することになります。
10	対象について	Q	住民税の定額減税額は、どの書類で確認できますか
		A	税額決定通知書において、給与からの特別徴収の場合は「適用」に、普通徴収や公的年金の場合は「特別税額控除額」の欄に記載されています。
11	対象について	Q	給与収入の場合、所得税の定額減税は、いつから反映されていますか
		A	令和6年6月以降の給与から減税されており、給与明細書で減税額が確認できます。 なお、所得税は減税が終わるまで「0円」であり、減税を終えた月の給与（または賞与）では、その時の所得税から減税残額を引いた残りの額が差し引かれております。

12	対象について	Q	源泉徴収票に記載された「控除外額」が、不足額給付の受給額になるのでしょうか
		A	「控除外額」＝「不足額給付額」とは限りません。 令和6年度の当初調整給付では、推計所得税をもとに給付金をお支払いしておりますので、当初調整給付の算定額が不足していない場合は不足額給付はありません。
13	対象について	Q	住宅ローン控除と定額減税の考え方を教えてください
		A	令和6年所得税から住宅ローン控除を行い、その後の税額から定額減税を適用します。 住宅ローン控除で所得税がすべて還付された場合、所得税は0円として定額減税の対象とならず「不足額給付1」に該当しません。 ※住民税の修正申告があった場合等を除く
14	対象について	Q	令和5年中は無職（もしくは学生）で、令和6年から就労しています。6月の給与から所得税が減税されましたが、不足額給付の対象になりますか
		A	住民税分の不足額給付が受けられると思われます。 また、R6年分所得税額（R6.1～R6.12）が、定額減税可能額を下回った場合も、あわせて所得税分が対象になります。
15	対象について	Q	令和6年中に退職したため、令和5年の所得と比べると令和6年の所得が大きく減になりました。不足額給付の対象になりますか
		A	当初調整給付額に不足があれば、「不足額給付1」に該当する可能性があります。 ただし、確定申告の際に定額減税可能額すべてを減税された場合等は、この限りではありません。
16	対象について	Q	令和6年中に事業専従者を辞め、他の会社の社員になりました。この場合、「不足額給付1」と「不足額給付2」のどちらの対象になりますか
		A	定額減税可能額が令和6年所得税を超えた場合は、「不足額給付1」に該当します。 また、令和6年所得税（定額減税前）が発生しない場合は、「不足額給付2」に該当する可能性があります。

17	対象について	Q	租税条約に基づく減免の対象となる所得がありますが、不足額給付は受け取れますか
		A	租税条約に基づく減免の対象となる所得は、課税所得とされませんので不足額給付を受け取ることはできません。
18	対象について	Q	私（A）は令和5年中から事業専従者ですが、ある程度所得があったことから本人として当初調整給付を3万円受給しました。 ところが、令和6年中は所得が減少したにも関わらず、事業専従者であるため、本人としても配偶者（B）の扶養親族としても十分に定額減税の恩恵を受けることができていません。 この場合、Aの定額減税は恩恵が少ないままでしょうか。
		A	4万円から当初調整給付の受給額（3万円）を控除した額（1万円）が不足額給付として対象になる可能性があります。 令和7年8月中旬までに案内が届かない場合は、お手数ですがコールセンターまでお問い合わせください。
19	例外給付	Q	私（A）は当初調整給付がなく、令和5年中が事業専従者であったことから、配偶者（B）の定額減税においても扶養親族から外れていました。 ところが、令和6年中は事業専従者ではなくなったことから、所得税（3万円）はBの定額減税において扶養親族として恩恵がありましたが、個人住民税分の1万円の恩恵はありません。 恩恵のない1万円はどうなりますか。
		A	事業専従者は税制度上、「扶養親族」になれませんので、Bの定額減税においてはAの個人住民税1万円は対象から外れてしまいます。 一方で、A自身の定額減税において1万円が不足額給付の対象になる可能性があります。 令和7年8月中旬までに案内が届かない場合は、お手数ですがコールセンターまでお問い合わせください。
20	例外給付	Q	私（A）は、扶養親族として配偶者（B）の定額減税の対象となりましたが、令和6年から事業専従者になったことにより扶養から外れ、所得税は定額減税されませんでした。 この場合、Aの所得税分の3万円の恩恵はどうなりますか。
		A	事業専従者は税制度上、「扶養親族」になれませんので、Bの定額減税においてはAの所得税3万円は対象から外れてしまいます。 一方で、A自身の定額減税において3万円が不足額給付の対象になる可能性があります。 令和7年8月中旬までに案内が届かない場合は、お手数ですがコールセンターまでお問い合わせください。 ※Bが扶養主としてA分の当初調整給付を受け取っている場合は、3万円からその額を控除して支給します。BがAの3万円を全て受け取っている場合は、不足額給付の支給はありません。

21	案内	Q	不足額給付の案内はいつ頃ですか
		A	令和7年7月14日に案内書類の発送を開始しました。 7月末に発送した方には、8月上旬にご自宅に届く予定です。 また、令和6年1月2日以降に鹿児島市に転入された方は、給付要件等の確認にお時間をいただきますので、9月以降順次、案内書類を発送する予定です。
22	案内	Q	案内はどの自治体から届きますか
		A	令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村から届きます。 (対象でも届かない場合は、当該市区町村にお問合せください)
23	案内	Q	案内が届いた場合、申請は必要でしょうか
		A	はがきタイプのご案内であれば、市が指定した日付、口座に自動的に振り込みますのでお手続き不要です。※振込口座を変更する場合を除く。 また、封書で案内が届いた場合は、オンライン申請または紙での申請が必要になります。
24	案内	Q	なぜ「鹿児島市定額減税補足給付金（不足額給付）確認書送付依頼書」が届いたのでしょうか。この書類は申請書ではないのでしょうか
		A	「鹿児島市定額減税補足給付金（不足額給付）確認書送付依頼書」は令和6年1月2日以降に鹿児島市へ転入された方のうち、不足額給付の該当の有無が把握できない方等にお送りします。 当該書類が届いた方で不足額給付に該当する場合、添付書類等の提出をもって給付要件を満たすことを申し出ていただきます。 なお、給付金を受け取るには、当該書類提出後に鹿児島市から送付される確認書の提出が必要です。
25	案内	Q	「鹿児島市定額減税補足給付金（不足額給付）確認書送付依頼書」に給付額が記載されていません。どのように給付額を確認すればよいですか。
		A	提出された「鹿児島市定額減税補足給付金（不足額給付）確認書送付依頼書」と添付書類をもとに本市で給付額を算定します。 算定後にお送りする確認書に給付額が記載されます。

26	案内	Q	確認書を提出しましたが、給付決定の有無について通知などお知らせはあるのでしょうか。
		A	確認書等の審査の結果、給付の対象とならない場合は「鹿児島市定額減税補足給付金（不足額給付）非該当のお知らせ」をお送りします。 給付対象になった場合は特に通知等はありませんので、通帳の記帳等で入金状況をご確認ください。
27	返還	Q	年末調整（確定申告）により、当初調整給付を多く受給していたことが判明しましたが、超過額を返還する必要はありますか
		A	結果として、当初調整給付が本来受け取るべきだった金額を超えていた場合は、原則、返還の必要はありません。
28	返還	Q	R 6 年度住民税が非課税であったため低所得世帯向けの10万円の給付金を受け取りましたが、修正申告で住民税所得割が課税になりました。不足額給付は受け取ってよいのでしょうか
		A	R 6 年の低所得世帯向けの10万円給付金（新たな非課税・均等割のみ課税）は給付要件を満たさなくなりますので、不足額給付を受け取る際は、10万円の返還の申出が必要です。
29	返還	Q	R 6 年度住民税が非課税であったため低所得世帯向けの10万円の給付金を受け取りましたが、修正申告で住民税所得割が課税になったことから、当初調整給付も受給しました。不足額給付を受け取ることは可能ですか
		A	R 6 年の低所得世帯向けの10万円給付金（新たな非課税・均等割のみ課税）は給付要件を満たさなくなることから低所得世帯向けの給付金もしくは当初調整給付の返還が必要ですので、それぞれの給付金を支給した市区町村にお問合せください。 なお、低所得世帯向けの給付金を返還した場合は不足額給付金を受け取ることが可能です。

30	返還	Q	R 5 年度住民税が非課税であったため低所得世帯向けの 7 万円の給付金を受け取りましたが、不足額給付（住民税分）を受け取るには 7 万円の返還が必要でしょうか
		A	不足額給付は令和 6 年度の住民税をもとに算定されるのに対し、令和 5 年度の 7 万円給付金（もしくは均等割のみ課税世帯の 10 万円給付金）は令和 5 年度の住民税をもとに給付要件が判定されています。 判定年度が異なることから、返還せずに重複で給付を受けることが可能です。
31	その他	Q	不足額給付は課税対象ですか。また、差押えの対象となりますか
		A	本給付金は、非課税及び差押禁止の対象となります。